工場立地法が定める緑地面積率等を緩和しました！

蒲郡市では、企業の皆様が設備投資しやすい環境整備の一環として、国の定める範囲内で「工場立地法に基づく準則を定める条例」を制定し一部区域における緑地面積率などを緩和しました。（令和２年４月１日施行）

【新たな基準について】

区域	緑地面積率	環境施設面積率	重複緑地算入率
工業専用地域 工業地域 市街化調整区域	~~20%以上~~ **→5%以上**	~~25%以上~~ **→10%以上**	~~25%まで~~ **→50%まで**

※浜町地域は地域未来投資促進法により緑地面積率及び環境施設面積率を**5%以上**に緩和しています。

【緩和イメージ図】

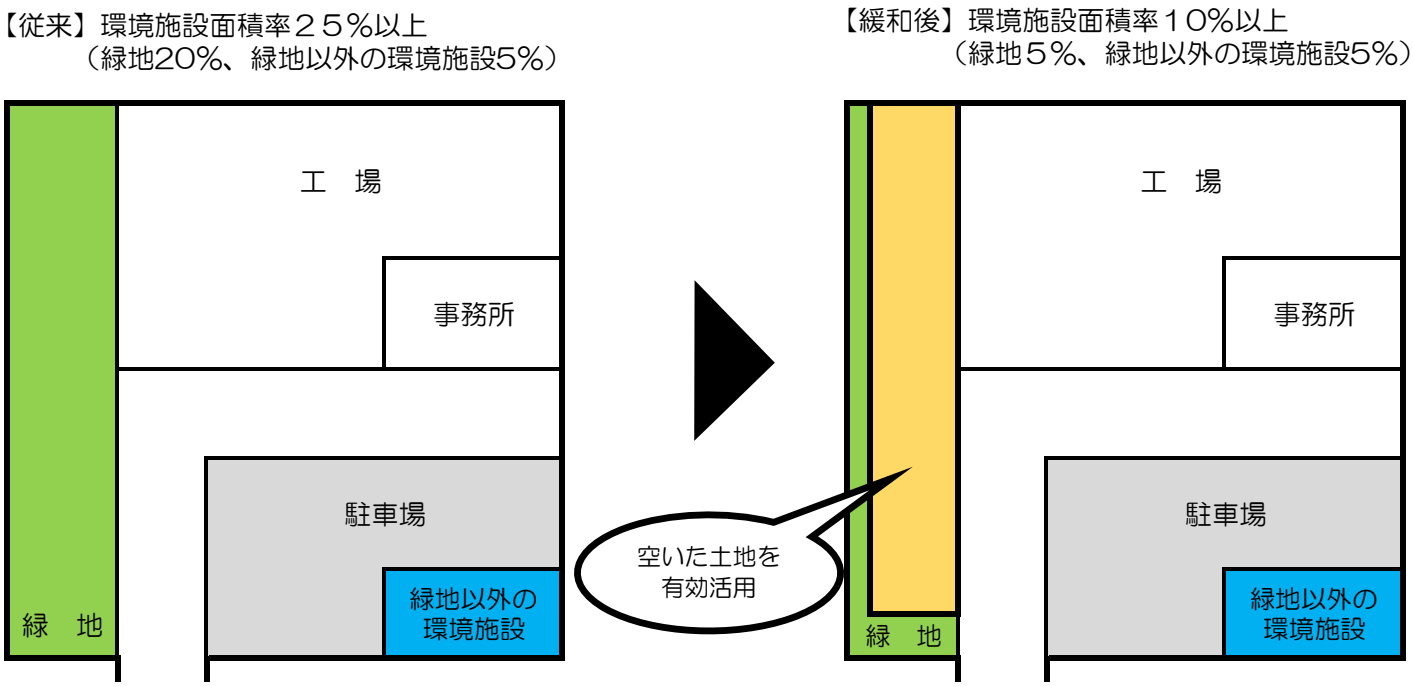

【重複緑地の算入率について】

重複緑地とはパイプの下に敷かれた芝生や芝生とブロックを組み合わせた駐車場など他の施設と重複して設置された緑地のことをいいます。このたび条例により、一部区域の重複緑地算入率を２５%までから５０%までへ緩和しました。

【環境活動の実施について】

「工場立地法に基づく準則を定める条例」を適用する場合は、指針に沿って環境活動計画書の作成をお願いします。

（※浜町地域については実施する必要はありません。）

工場立地法について

趣　旨

工場立地法とは、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、一定以上の規模を有する工場を対象に緑地面積等について規定する法律です。

対象となる工　場

業種および面積についての要件を両方とも満たす工場が対象（特定工場）となります。
〇業種：製造業または電気・ガス・熱供給業（※水力・地熱発電所および太陽光発電施設を除く）
〇面積：敷地面積9,000㎡以上、または建築面積3,000㎡以上

緑　地について

「緑地」とは、樹木や芝が生育している区画された土地を指します。（高木・低木による制限なし）
条例により、敷地面積に対する割合（緑地面積率）の下限を区域ごとに定めます。

【重複緑地について】
重複緑地とは、環境施設以外の施設と重なって設置された緑地を指します。（例：駐車場緑化など）
重複緑地は、緑地面積に算入できる割合の上限（重複緑地率）が定められています。
このたび条例により、一部区域について割合を緩和しました。

（計算例）

工業地域（緑地面積率5%）に立地する敷地面積10,000㎡の特定工場の場合。

10,000㎡（敷地面積）×5%（緑地面積率）＝500㎡（必要緑地）
▷ 500㎡（必要緑地）×50%（重複緑地率）＝250㎡（算入可能面積）
▷ 250㎡まで重複緑地を緑地として算入できます。※残る250㎡は重複しない緑地が必要です。

環境施設について

環境施設とは「緑地」と「緑地以外の環境施設」の総称です。
「緑地以外の環境施設」とは、次のいずれかに該当する施設のうち、周辺地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされているものを指します。

【緑地以外の環境施設】
- 〇 修景施設：噴水、水流、池、滝、築山、彫像、灯篭、日陰たな等
- 〇 屋外運動場：野球場、蹴球場、テニスコート、屋外プール等（これらに付属する観覧席等を含む）
- 〇 広場：簡単な運動等が可能で明確に区分されたオープンスペースで公園的に整備されたもの
- 〇 屋内運動施設：体育館、屋内プール、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席等を含む）
- 〇 教養文化施設：博物館、ホール等の教養文化の向上に資することが目的のもの
- 〇 雨水浸透施設：浸透管、浸透ます、透水性舗装地等（雨樋のように雨水を通すだけのものを除く）
- 〇 太陽光発電施設：生産施設ではないこと

条例により、敷地面積に対する環境施設面積の割合（環境施設面積率）の下限を区域ごとに定めます。
なお「緑地」は環境施設に含まれるので、環境施設の面積の割合を「緑地」の面積で達成している場合は、さらに「緑地以外の環境施設」を設ける必要はありません。

（計算例）

工業地域（緑地面積率5%・環境施設面積率10%）に立地する敷地面積10,000㎡の特定工場の場合。

10,000㎡（敷地面積）×5%（緑地面積率）＝500㎡（必要緑地）
▷ 10,000㎡（敷地面積）×10%（環境施設面積率）＝1,000㎡（必要環境施設）
▷ 1,000㎡（必要環境施設）－500㎡（必要緑地）＝500㎡が「緑地」または「緑地以外の環境施設」として必要です。

※緑地を1,000㎡以上設けた場合は、さらに環境施設を設ける必要はありません。

届　出について

〇 新設届出（敷地増、工場新築・増築により要件を満たすとき）
〇 変更届出（敷地増減、生産施設の増加、緑地などの減少）
〇 承継届出（工場の継承）
〇 廃止届出（工場の廃止）

これらに該当する場合は**工事着手の90日前までの届出**が必要です。

※申請により、期間を短縮することが可能です。また、一部区域について緩和後の基準を採用する場合は、届出の際に別途「環境活動計画書」の提出が必要です。

届出先　お問い合せ先

〒443-8601　蒲郡市旭町17-1　新館２階
蒲郡市 産業振興部 産業政策課 産業立地推進室
TEL:0533-66-1211　MAIL: ricchi@city.gamagori.lg.jp

届出の様式は市のホームページへ
↓
蒲郡市　工場立地法　検索